

公 示

下記農地は農地法第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

津和野町農業委員会 会長 林 靖 登 印

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条又 は第 33 条の当該 条項等	農地の所有者等 の情報
寺田 242 番 2	田	102	所有権	農地法第 33 条第 1 項	妙高企業株式会社
寺田 2668 番 2	畑	52	所有権	農地法第 33 条第 1 項	妙高企業株式会社
中座イ 54 番	畑	198	所有権	農地法第 33 条第 1 項	藤井 節子
豊稼 775 番 1	畑	89	所有権	農地法第 33 条第 1 項	弘中 政助
内美 640 番 1	田	1,035	所有権	農地法第 33 条第 1 項	村上 芳
森村口 62 番 3	畑	31	所有権	農地法第 33 条第 1 項	野村 五郎
寺田 415 番	畑	314	所有権	農地法第 33 条第 1 項	向井 克己
寺田 419 番	田	1,256	所有権	農地法第 33 条第 1 項	向井 克己
寺田 420 番 2	田	52	所有権	農地法第 33 条第 1 項	向井 克己
寺田 420 番 3	田	800	所有権	農地法第 33 条第 1 項	向井 克己
森村イ 661 番	畑	160	所有権	農地法第 33 条第 1 項	寺戸 洋子
森村イ 988 番	田	565	所有権	農地法第 33 条第 1 項	寺戸 洋子
森村口 93 番 2	畑	400	所有権	農地法第 33 条第 1 項	倉重 靖子
添谷 230 番 1	畑	433	所有権	農地法第 33 条第 1 項	青木 英雄
添谷 234 番 1	田	247	所有権	農地法第 33 条第 1 項	青木 英雄
青原 328 番 1	畑	471	所有権	農地法第 33 条第 1 項	井筒 栄治
高峯 1078 番 1	畑	49	所有権	農地法第 33 条第 1 項	齋藤 伝七
内美 319 番	畑	297	所有権	農地法第 33 条第 1 項	竹内 幸右衛門
内美 320 番 1	畑	316	所有権	農地法第 33 条第 1 項	竹内 幸右衛門

農地法第 32 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益を有する者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - （1） 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
 - （2） 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定がおこなわれることがある。